

早わかり！証券税制のポイント

はじめての **NISA**

つみたて投資枠で効果的に資産形成

---

# 1. NISAの2つの投資枠

## NISA

### つみたて投資枠

長期・積立・分散投資に適した  
一定の公募株式投資信託等に限定  
〔定時・定額の積立により購入〕

### 成長投資枠

上場株式、公募株式投資信託等  
①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、  
高いレバレッジ型・毎月分配型の投資信託等を除外

**つみたて投資枠と成長投資枠は併用して投資することができます**

## 2. つみたて投資枠で投資できる有価証券

### 少額からはじめられる公募株式投資信託が中心

安定的な資産形成をめざす、長期・積立・分散投資に適した、  
公募株式投資信託等

- 買付け時の販売手数料が0円（ノーロード）
- 信託報酬が低い
- 頻繁に分配金が払い出されない
- ヘッジ目的の場合等を除き、デリバティブ取引による運用を行っていない
- その他、金融庁が定める条件を満たす

- 上記要件に該当しない公募株式投資信託や個別株式、REIT等は投資対象になりません。
- 具体的な商品は各金融機関にご確認ください。

### 3. 買付方法は定時・定額の積み立て投資

## 積み立て投資ならではの「ドル・コスト平均法」で賢く運用

つみたて投資枠での買付は、定時・定額の積み立て投資

「ドル・コスト平均法」とは、毎回一定金額を継続的に買付ける方法のことです。基準価額が安い時は多く、高い時は少なく購入することになり、結果として平均購入価額を抑えることができます。

#### <定額購入方法（ドル・コスト平均法）と定量購入方法の比較例>

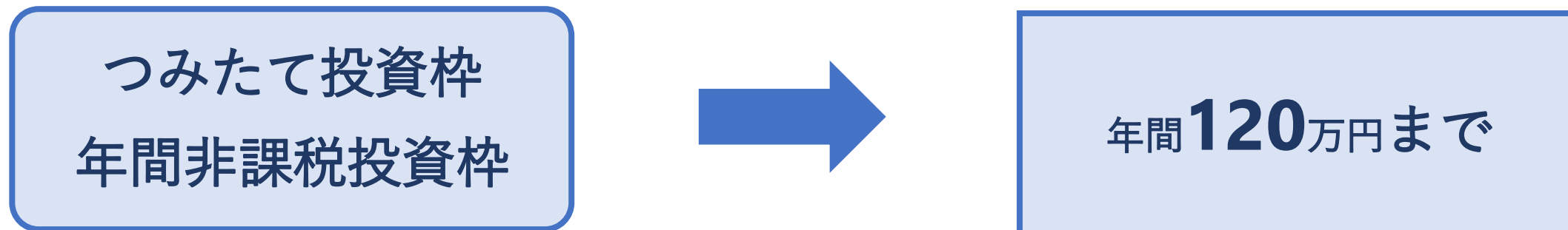
		1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目		
投資信託 の価格 (1万口当たり)	基準価額	10,000円	6,000円	12,000円	8,000円	14,000円	合計	平均単価
	定額購入 毎月1万円 ずつ購入	購入口数	10,000口	16,667口	8,334口	12,500口	7,143口	計54,644口
	購入額	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	計50,000円	
定量購入 毎月1万口 ずつ購入	購入口数	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	10,000口	計50,000口	10,000円
	購入額	10,000円	6,000円	12,000円	8,000円	14,000円	計50,000円	

※上記は定額購入方法と定量購入方法の一例であり、実際の値動き等を示すものではありません。

口数の計算では小数第1位を切り上げ、平均単価の計算では小数第1位を四捨五入して算出しています。

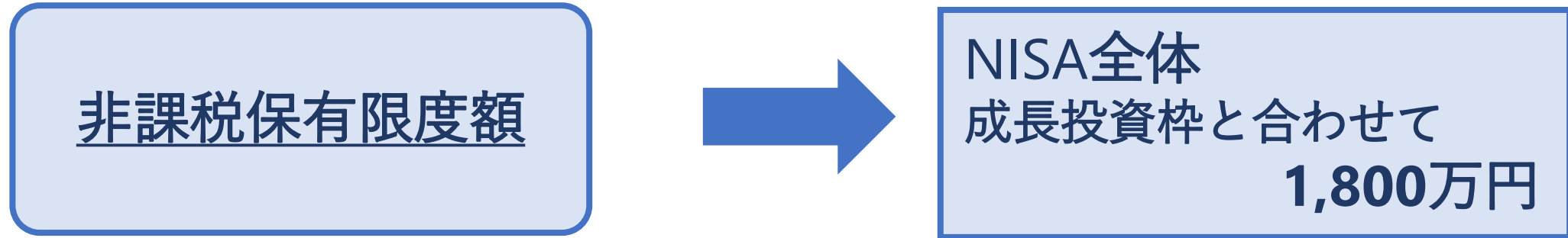
当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。当資料は2024年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。その他、ご留意いただきたい事項につきましては、「留意事項」をご覧ください。

#### 4. つみたて投資枠での買付：年間非課税投資枠



- つみたて投資枠では、1月～12月末まで（受渡日基準）の買付金額の合計額で年間120万円まで投資することができます。
- 分配金の再投資も非課税投資枠を使用します。
- 売却しても年間非課税投資枠の再利用はできません。
- 利用しなかった年間非課税投資枠を翌年に繰越すことはできません。
- 年間投資額が120万円以内の場合でも、非課税保有限度額を超える買付はできません。

## 5. つみたて投資枠での買付：非課税保有限度額



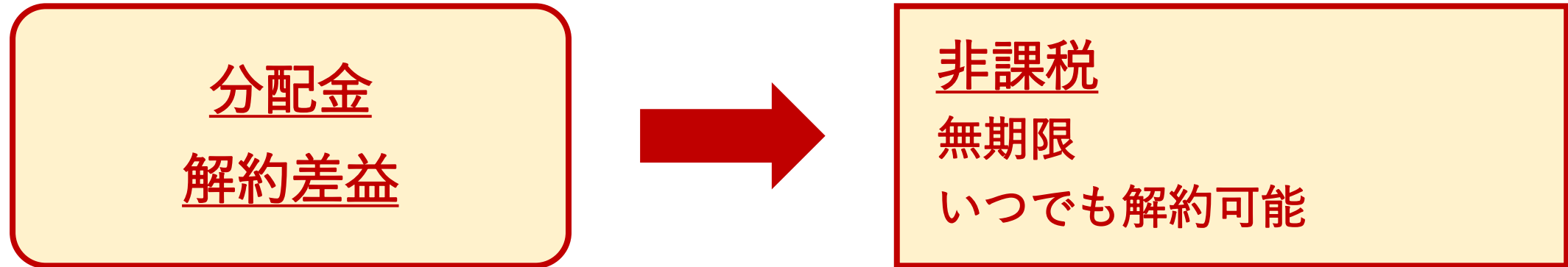
◆ **非課税保有限度額**：NISAで保有できる有価証券の限度額（買付金額）

例：つみたて投資枠のみ月間5万円の積み立て投資をした場合

$$\underline{5万円 \times 12か月 \times 30年間 = 1,800万円}$$

- 年間非課税投資枠120万円以内でも  
非課税保有限度額を超える買付けはできません。
- 売却することにより非課税保有額が減少し、翌年以降再利用が可能です。
- 非課税保有限度額（1,800万円）以内でも  
年間非課税投資枠120万円を超える買付けはできません。

## 6. NISAのメリット



- NISA口座内の投資信託から生じる分配金は非課税となります。分配金の受取時に税額の源泉徴収はありません。
- NISA口座内の投資信託はいつでも解約することができます。
- 解約差益は非課税となります。確定申告は必要ありません。
- 解約差損が生じた場合、他の売却益や配当等との損益通算、譲渡損失の繰越制度の適用はできません。

## 7. NISAをご利用いただく上でのご留意事項

### <共通事項>

- NISA口座は、すべての金融機関を通じて、同一年において1人1口座に限り開設することができます。（金融機関を変更した場合を除きます。）
- NISA口座における譲渡損失は、税務上なかったものとみなされるため、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式や株式投資信託等の売却益や配当金等との損益通算はできません。また、譲渡損失の繰越控除も認められません。
- NISA口座の年間投資枠（NISA口座で年間に購入可能な金額）は、一度売却しても再利用はできません。また、年間投資枠の未使用分を、翌年以降に繰り越すことはできません。
- NISA口座の非課税保有限度額（NISA口座で保有できる上場株式等の累計買付金額の上限）は、売却することにより、その金額分の非課税保有額が減少し、翌年以降に減少した分を新たに利用することができます。
- 公募株式投資信託の分配金のうち元本払戻額（特別分配金）は、NISA口座での保有であるかどうかに関わらず非課税であるため制度上のメリットを享受できません。

### <成長投資枠に関する事項>

- 当社成長投資枠をご利用いただける有価証券は、「国内上場株式、外国株式、外株ETF、国内ETF、J-REIT、国内ETN、国内公募株式投資信託」となります。当社では外国株式投資信託、転換社債型新株予約権付社債（CB）は取扱いの対象外とさせていただきます。
- 投資信託の分配金の再投資は、その年の非課税投資枠を利用します。
- NISA口座で保有する上場株式等（ETF、REITを含む）の配当金等を非課税で受け取るためには、「株式数比例配分方式」をお申込みいただき、証券会社経由で配当金等を受け取る必要があります。なお、外国株式については、「株式数比例配分方式」の制度はありません。

### <つみたて投資枠に関する事項>

- 当社のつみたて投資枠をご利用いただける有価証券は、一定の要件を満たし、金融庁に届出がされている「公募株式投資信託」となります。
- つみたて投資枠での商品の購入方法は、累積投資契約に基づいて、予め定められた金融商品を定期的に継続して購入する方法に限られます。
- 非課税投資枠内で積立買付を優先させていただくため、当社における投資信託の分配金の再投資については、当面、課税口座（特定口座・一般口座）での買付けとなります。
- つみたて投資枠で買付けた投資信託の信託報酬等の概算値が原則として年1回通知されます。

上記ご留意事項は簡略されていますので、詳しくは当社ホームページ又はお取引店にてご確認ください。



### 【当資料の利用に関する留意事項】

当資料は一般的な情報提供を目的としており、投資勧誘を目的としたものではありません。

当資料は2024年4月時点の法令や制度等に基づいて作成しており、内容は将来変更となる可能性があります。

当資料は法令や制度の概要を説明することを目的としており、具体的なケースや詳細については、税理士、弁護士、司法書士等の専門家や所轄の税務署へお問い合わせください。また、実際の対策等の実行については、必要に応じて、税理士、弁護士、司法書士等の専門家へご相談の上、お客様ご自身の判断で決定していただきますようお願い申し上げます。なお、お客様のご要望があれば、税理士等の専門家をご紹介することもできますのでご相談ください。

### 【金融商品取引法に基づく留意事項】

当資料は、東海東京ウェルス・コンサルティング（株）が作成し、東海東京証券株式会社が許諾を受けて提供いたしております。

金融商品取引法に基づきお客様にご留意いただきたい事項を以下に記載させていただきます。

金融商品等にご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には価格等の変動等による損失が生じるおそれがあります。

手数料等およびリスクは、商品等ごとに異なりますので、契約締結前交付書面や上場有価証券等書面または目論見書等をよくお読みください。

### 【東海東京証券の概要】

商号等 東海東京証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号

加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、  
一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本STO協会